

【法人】職業紹介事業 変更届出 書類一覧

R7.6 改訂

申請様式は、正本 **1部**（厚生労働省提出用）、写し **2部**（労働局提出用、事業主控）の **計3部**
添付書類は、正本 **1部**（厚生労働省提出用）、写し **1部**（労働局提出用）の **計2部** をご提出ください。
★マークの書類は、既に提出した書類の内容に変更があった場合のみ提出が必要となります。

※法人の登記事項全部証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができるようになりました。
ただし不動産の登記事項証明書を省略する際には、【不動産番号】もしくは【所在・家屋番号】をお知らせ下さい。

変更箇所	提出書類と注意事項
	☐ 変更届出書（様式第6号）
法人名称	☐ 定款又は寄附行為（写）
法人所在地	☐ 定款又は寄附行為（写）★
代表者	☐ 就任した代表者の住民票（申請前3か月以内のもの） ※本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※住民票の住所と居所が異なる場合は、居所の確認ができるもの ☐ 就任した代表者の履歴書（最終学歴、職歴、役職員への就任・退任状況及び賞罰等記入）
役員（代表者以外）	☐ 就任した役員の住民票（申請前3か月以内のもの） ※本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※住民票の住所と居所が異なる場合は、居所の確認ができるもの ☐ 就任した役員の履歴書（最終学歴、職歴、役職員への就任・退任状況及び賞罰等記入）
代表者及び役員の住所・氏名	☐ 住民票（申請前3か月以内のもの） ※本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※住民票の住所と居所が異なる場合は、居所の確認ができるもの
事業所の名称	☐ 定款又は寄附行為（写）★
事業所の所在地	求人者、求職者のプライバシーを保護できる構造であること ☐ 定款又は寄附行為（写）★ ☐ 自社所有の場合：建物の不動産登記事項証明書【省略可 上記※】 ☐ 賃貸借の場合：建物賃貸借（使用貸借）契約書（写） ※転貸借の場合：原契約書・転貸借契約書・貸主の同意書等（写） ☐ 事務所のレイアウト図（個人情報管理の場所・職業紹介責任者の座席等を記載したもの）
職業紹介責任者	☐ 住民票（申請前3か月以内のもの） ※本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※住民票の住所と居所が異なる場合は、居所の確認ができるもの ☐ 履歴書（最終学歴、職歴、役職員への就任・退任状況及び賞罰等記入） ※成年に達した後、3年以上の職業経験を有する者であること ☐ 職業紹介責任者講習受講証明書（写）（5年以内に受講していること）
職業紹介責任者の住所・氏名	☐ 住民票（申請前3か月以内のもの） ※本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※住民票の住所と居所が異なる場合は、居所の確認ができるもの
届出制手数料 （有料職業紹介事業主に限る）	☐ 様式第3号（届出制手数料届出書）※上限制手数料の場合は不要 ☐ 手数料表（様式例第3号）
事業所の廃止	☐ 廃止した事業所の許可証 ※事業を廃止する場合：職業紹介事業廃止届出書（様式第7号）、 全ての事業所の許可証、許可条件通知書を提出
兼業の追加	☐ 定款又は寄附行為（写）★
取扱職種の範囲等	原則不要（取扱範囲に国外を追加する場合は下記「取次機関に関する書類」が必要）
取次機関に関する書類	☐ 取次機関に関する申告書（通達様式第10号） ☐ 取次機関及び事業者の業務分担について記載した <u>契約書</u> その他事業の運営に関する書類（外国語及び日本語訳） ☐ 相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可を受けている場合は、その許可証の写し）（外国語及び日本語訳） ☐ 国を追加する場合：相手先国の関係法令（外国語及び日本語訳） ※相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみ

上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

【法人】職業紹介事業 変更届出(新設) 書類一覧

R7.6 改訂

申請様式は、正本 **1部**（厚生労働省提出用）、写し **2部**（労働局提出用、事業主控）の **計3部**
添付書類は、正本 **1部**（厚生労働省提出用）、写し **1部**（労働局提出用）の **計2部** をご提出ください。

※法人の登記事項全部証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができるようになりました。
ただし不動産の登記事項証明書を省略する際には、【不動産番号】もしくは【所在・家屋番号】をお知らせ下さい。

変更箇所	提出書類と注意事項
	☐ 変更届出書（様式第6号）
事業所の新設	☐ 職業紹介事業計画書（様式第2号） ☐ 個人情報適正管理規程 ☐ 業務の運営に関する規程 資産要件あり 求人者、求職者のプライバシーを保護できる構造であること ☐ 自社所有の場合：建物の不動産登記事項証明書【省略可 上記※】 ☐ 賃貸借の場合：建物賃貸借（使用貸借）契約書（写） ※転貸借の場合：原契約書・転貸借契約書・貸主の同意書等（写） ☐ 事務所のレイアウト図（個人情報管理の場所・職業紹介責任者の座席等を記載したもの） ☐ 職業紹介責任者の住民票（申請前3か月以内のもの） ※本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※住民票の住所と居所が異なる場合は、居所の確認ができるもの ☐ 職業紹介責任者の履歴書（最終学歴、職歴、役職員への就任・退任状況及び賞罰等記入） ☐ 職業紹介責任者講習会の受講証明書（写）（5年以内に受講していること） ☐ 「職業紹介事業許可条件通知書」に記載のある事業所設置可能数を超えて事業所の新設をする場合は資産の確認資料が必要 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・法人税の確定申告書（写） 法人税法施行規則の「別表1」及び「別表4」 ・法人税の納税証明書 税務署が発行した 国税通則法施行規則別紙第9号様式「納税証明書（その2 所得金額用）」 ※※有料職業紹介事業主に限る※※ ☐ 様式第3号（届出制手数料届出書）※上限制手数料の場合は不要 ☐ 手数料表（様式例第3号）

上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

事業所の新設については、事前に事業主管轄労働局にお問い合わせ下さい。